「学校法人東京医科大学 クラウドファンディング支援業務」に係る事業者公募要領

１．事業名
学校法人東京医科大学 クラウドファンディング支援業務

２．業務の目的
学校法人東京医科大学(以下「本学」という。)は、本学の教職員が、本学の教育・研究及び社会貢献・地域貢献等を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保するため、インターネットを経由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディング（以下 「ＣＦ」という。）を活用する。

３．事業の内容
別添の仕様書のとおり

４．企画競争へ参加する者に必要な資格に関する事項
（１） 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に「役務の提供」 のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
（２） 国立大学法人、私立大学など教育研究機関における同種役務（寄附型及び購入型クラウドファンディング）の実績を有すること。

５．企画提案書の提出方法
（１）提出書類
① 企画提案書（別添様式１）５部
企画提案書には、上記「４．企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」（１）の参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、同事項（１）及び（２）を確認するため誓約書（別紙様式２）を提出すること。
以下に示す事項毎に、別添の審査基準に基づき提案すること。
ア ＣＦ支援総受入額・令和７年度のＣＦ支援受入額（大学の実績に限る）
イ ＣＦ支援者総数・令和７年度のＣＦ支援者数（大学の実績に限る）
ウ ＣＦプロジェクト総成立数・令和７年度のＣＦプロジェクト成立数（大学の実績に限る）
エ ＣＦプロジェクト目標額達成率（大学の実績に限る）
オ 手数料等
カ ＣＦのセミナーについて本学での開催の可否（費用の有無）

キ 提案内容全般

仕様書３.業務内容（１）①～⑧を実施するための具体的実施方法及びその他本支援業務を実施するに当たっての特色・強み・工夫、大学における成功事例などのアピールポイント

（２）提出方法

提出書類は、郵送又は持参により提出すること。また、用紙サイズは、原則としてＡ４判（「縦書き」、「横書き」いずれも可）とする。なお、企画提案書については、E-mail によりデータも提出すること。

① E-mail

・メールの件名及び添付ファイル名は「学校法人東京医科大学 クラウドファンディング支援業務企画提案書」とすること。

・添付ファイルは１通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回により送信することができる。

・受信した旨の通知を送信者に対してメール通知する。

② 郵送 ・簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるものにより送付すること。

③ 持参 ・受付時間 ９時００分～１７時００分（土日祝を除く）

（３）提出期限

提出期限：令和８年９月４日（金）１７時まで

・全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の差替えは一切認めない。

（４）提出場所及び問い合わせ先

①郵送する場合

〒160-8402 東京都新宿区新宿６丁目１番１号 学校法人東京医科大学 事務局総務部 総務課長 近藤敏之 電話：03-3351-6141 E-mail：d -somu@tokyo-med.ac.jp

②持参する場合

〒160-0023 東京都新宿区西新宿６丁目６番２号 新宿国際ビルディング２階 学校法人東京医科大学 西新宿事務局 総務部 総務課長 近藤敏之 電話：03-3351-6141 E-mail：d -somu@tokyo-med.ac.jp

６．選定方法等

（１）選定に当たっては、「学校法人東京医科大学 クラウドファンディング支援業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が、「審査基準」に基づいて選定する。なお、選定期間中に提案内容について疑義等が生じた際には、追加資料の提出を求めることもある。

（２）選定委員会が定める評価基準は、審査基準別紙１「評価項目・基準及び得点票」を参照すること。

（３）以下の項目いずれかに該当した場合は失格とし、選定対象から除外する。
①仕様書の必須条件を満たしていないと判断される場合
②提出物に虚偽の記載がある場合
③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をとった場合
④その他、本選定要項に違反した場合
（４）選定結果については、提案書の提出があったすべての者に対して、電子メールにより通知する。
（５）審査を行い、各評価の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。ただし、評価項目のうち一部の得点が著しく低い場合は、優先交渉権者としない場合がある。

７．契約締結

優先交渉権者と本学は、企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額（手数料等の率）については、企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、優先交渉権者の 提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、次点の者と交渉を行う。 契約交渉の結果、契約相手方として決定した場合、契約を取り交わすものとする。

８．スケジュール

（１）公募開始：令和８年８月 19 日
（２）公募締切：令和８年９月４日 17 時まで
（３）審 査：令和８年９月上旬
（４）選定結果の連絡：令和８年９月中旬
（５）契約締結：令和８年９月下旬

９．その他

（１）企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
（２）提出された企画提案書等については返却しない。
（３）企画提案書等は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
（４）虚偽の内容が記載されている企画提案書等については無効とし、優先交渉権者の選定についてはこれを取り消す。
（５）企画提案書等の提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
（６）事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。